

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年5月26日（金）16時00分～19時10分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、椎名係長、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当5名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当9名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（ゼオライト土嚢等処理設備の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

➤ まとめ資料案

- 1.1 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性
- 2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理への適合性
- 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性
- 2.10 放射性気体廃棄物の処理・管理への適合性
- 2.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等への適合性
- 2.12 作業員の被ばく線量の管理等への適合性
- 2.13 緊急時対策への適合性

➤ ゼオライト土嚢等処理設備設置に関する指摘事項

○原子力規制庁から、説明を受けた内容について主に以下コメント等を伝えた。

（放射性固体廃棄物関係）

- ゼオライト土嚢等処理設備（以下「本設備」という。）の設置に伴い発生する放射性固体廃棄物が、実施計画第Ⅲ章第3編2.1放射性廃棄物等の管理に記載している廃棄物の想定発生量に計上されている旨を確認して説明すること。

（放射性液体廃棄物関係）

- ハウス内に設置予定の堰内排出口について、ハウス内の負圧維持設計への影響と負圧にすることにより当該排出口から貫通先の地下階にあるダスト等を地上階へ拡散させることがないかを確認するとともに、拡散させるおそれがある場合にはその対策について資料に示して説明すること。
- 対応方針の最後に記載している「十分な遮へい能力を有し、漏えい及び汚染拡大し難い構造物」に関する項目については、建屋内の従事者被ばくの観点ではなく、地下水や漏水等の液体放射性物質が環境中へ放出されることを防止する観点で、要求事項に対応する適合方針を資料に示して説明すること。

- 滞留水や R0 処理水等を配管内に通水する際、送気のために接続している圧縮空気用配管内に逆流することがないように講じている対策について資料に示して説明すること。
- 今後、Ss900 時における海洋流出を防止するための対策を示す際に、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の閉じ込めに期待する場合は、それら建屋の Ss900 に対する耐震性についても資料に示して説明すること。

(放射性気体廃棄物関係)

- ハウスの換気空調系の排気については、フィルタユニットを通した上でプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋内に排出されることから、放射性気体廃棄物の処理に関しては当該建屋からの排気に関しても資料に示して説明すること。

(敷地周辺の放射線防護関係)

- 敷地境界の線量評価に関して、その結果だけ記載するのではなく線量の算出過程についても資料に示して説明すること。
- 通常時の実効線量評価において建屋内設備による外部被ばく影響のみを評価しているが、本設備の運用時において建屋から通常時に放出される放射性気体廃棄物の吸入等による影響の有無についても資料に示して説明すること。

(作業員の被ばく線量管理関係)

- 本設備運用時における想定被ばく線量の算出にあたっては、より現実的な評価となるよう入力条件を見直すこと。
- 本設備の設置にあわせて実施予定の建屋階段上に敷設された活性炭等の集積作業に関する作業員の被ばく線量管理についても資料に示して説明すること。

(緊急時対策関係)

- 対応方針には、連絡通信手段や非常用照明等について実際にその使用を想定している現実的な対策を資料に示して説明すること。

○東京電力ホールディングス株式会社より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- まとめ資料案
 - 1.1 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性
 - 2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理への適合性
 - 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性
 - 2.10 放射性気体廃棄物の処理・管理への適合性
 - 2.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等への適合性
 - 2.12 作業員の被ばく線量の管理等への適合性
 - 2.13 緊急時対策への適合性
- ゼオライト土嚢等処理設備設置に関する指摘事項

以上